ひろき訪問看護ステーション　　**重要事項説明書**

1　法人の概要

名称・法人種別	医療法人　篠原湘南クリニック
代表者名	篠原　裕希
所在地・連絡先	（住所）　神奈川県藤沢市鵠沼石上３－３－６ （電話）　０４６６－２２－７１１１ （FAX）　０４６６－２２－７１１２

2　事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ひろき訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（住所）　神奈川県藤沢市鵠沼石上３－３－６ （電話）　０４６６－５５－３８１０ （FAX）　０４６６－５５－３８２０
事業所番号	神奈川県　１４６２２９００６２　号
管理者の氏名	小島　麻衣子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種		人数
管理者		常勤1名　看護師と兼務
訪問看護員	看護師	2名以上
	准看護師	
	理学療法士	適当数 （必要に応じて雇用する）
	作業療法士	
	言語聴覚士	
事務職員等		適当数

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	藤沢市（片瀬・鵠沼・辻堂・村岡・藤沢地区） 鎌倉市（腰越・津西・西鎌倉）

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	月曜日～金曜日　※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）は休業致します。
営業時間	8：30～17：30（サービス提供時間9：00～17：00）

○ただし、訪問看護Ⅰの5（理学療法士・作業療法士によるﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）は、下記も営業します。

営業日	土曜日・祝日
営業時間	8：30～17：30（サービス提供時間9：00～17：00）

3 サービスの内容

心身のリハビリを行いながら在宅生活をその人らしく送れる様､生活の質にスポットを当て援助させて頂きます。

＜円滑に訪問看護を実施すためのお願い事項＞

・訪問をキャンセルする場合は、できるだけ前日までにご連絡ください。

・事業者に対する心づけはお断りしています。
　お茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることも禁止しております。

・ペットのご協力をお願いします。
　大切なペットを守るため、また、安全にケアを行うために、ご配慮をお願いすることがあります。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、料金表の利用料金の１割、２割又は３割が利用者の負担額となります。利用者負担額については、介護保険負担割合証をご確認下さい。

ひろき訪問看護ステーション利用料金表〈訪問看護・介護保険対応〉　2026 年 6 月 1 日現在

4 級地：10.84 円

サービス種類		サービス利用料　（藤沢市）				
		単位数	地域単価 10.84 円	1 割負担（円）	2 割負担 （円）	3 割負担 （円）
訪問看護　Ⅰ-1	20 分未満	314	3,403	341	681	1,021
訪問看護　Ⅰ-2	30 分未満	471	5,105	511	1,021	1,532
訪問看護　Ⅰ-3	30～60 分未満	823	8,921	893	1,785	2,677
訪問看護　Ⅰ-4	60～90 分未満	1,128	12,227	1,223	2,446	3,669
訪問看護　Ⅰ-5	療法士による訪問 20 分/回につき	294	3,186	319	638	956
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1 月につき	2,961	32,097	3,210	6,420	9,630
	要介護 5 の方 1 月につき加算	800	8,672	868	1,735	2,602
長時間訪問看護加算 1 回につき	特別管理加算Ⅰ又はⅡの対 象者で 90 分以上となるとき	300	3,252	326	651	976
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1 月につき	600	6,504	651	1,301	1,952
特別管理加算（Ⅰ） 1 月につき	気管カニューレ若しくは 留置カテーテルを使用して いる状態等	500	5,420	542	1,084	1,626
特別管理加算（Ⅱ） 1 月につき	在宅酸素や真皮を超える 褥瘡の状態等	250	2,710	271	542	813
退院時共同指導加算	退院時	600	6,504	651	1,301	1,952
初回加算（Ⅰ）	初回月　退院日の訪問看護	350	3,794	380	759	1,139
初回加算（Ⅱ）	初回月	300	3,252	326	651	976
複数名訪問加算	30 分未満	254	2,753	276	551	826
複数名訪問加算	30 分以上	402	4,357	436	872	1,308
ターミナルケア加算		2,500	27,100	2,710	5,420	8,130
サービス提供強化加算（Ⅱ）	1 回につき	3	33	3	7	10
サービス提供強化加算（Ⅱ）	定期巡回　1 月につき	25	271	27	54	81
看護体制強化加算（Ⅱ）	1 月につき	200	2,168	217	434	650
介護職員等処遇改善加算	1 月につき	月額合計単位数の 1.8%				

＊利用者負担額の算出方法

１ヶ月の合計単位数×地域単価＝○○円（１円未満切り捨て）

○○円－（○○円×0.9※（１円未満切り捨て））＝□□円（利用者負担額）

※２割負担の場合は 0.8、３割負担の場合は 0.7

※介護保険の適応がない場合や、介護保険での給付を超えたサービス費は全額が利用者の負担になります。

※介護報酬改定に伴い利用料金が変動する場合がございます。

※エンゼルケア料金は保険適応外（自費 13,000 円）となります。

ひろき訪問看護ステーション利用料金表〈介護予防訪問看護・介護保険対応〉2026 年 6 月 1 日現在

4 級地：10.84 円

サービス種類			サービス利用料　（藤沢市）				
			単位数	地域単価 10.84 円	1 割負担（円）	2 割負担（円）	3 割負担（円）
訪問看護　Ⅰ-1		20 分未満	303	3,284	329	657	986
訪問看護　Ⅰ-2		30 分未満	451	4,888	489	978	1,467
訪問看護　Ⅰ-3		30～60 分未満	794	8,606	861	1,722	2,582
訪問看護　Ⅰ-4		60～90 分未満	1,090	11,815	1,182	2,363	3,545
訪問看護　Ⅰ-5		療法士による訪問	284	3,078	308	616	924
	12 月超利用者	20 分/回につき	279	3,024	303	605	908
長時間訪問看護加算 1 回につき		特別管理加算Ⅰ又はⅡの対象者で 90 分以上となるとき	300	3,252	326	651	976
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）		1 月につき	600	6,504	651	1,301	1,952
特別管理加算（Ⅰ） 1 月につき		気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態等	500	5,420	542	1,084	1,626
特別管理加算（Ⅱ） 1 月につき		在宅酸素や真皮を超える褥瘡の状態等	250	2,710	271	542	813
退院時共同指導加算		退院時	600	6,504	651	1,301	1,952
初回加算（Ⅰ）		初回月　　退院日	350	3,794	380	759	1,139
初回加算（Ⅱ）		初回月	300	3,252	326	651	976
複数名訪問加算		30 分未満	254	2,753	276	551	826
複数名訪問加算		30 分以上	402	4,357	436	872	1,308
サービス提供強化加算（Ⅱ）		1 回につき	3	33	3	7	10
看護体制強化加算（Ⅱ）		1 月につき	100	1,084	108	217	325
介護職員等処遇改善加算		1 月につき	月額合計単位数の 1.8%				

＊利用者負担額の算出方法

１ヶ月の合計単位数×地域単価＝○○円（１円未満切り捨て）

○○円－（○○円×0.9※（１円未満切り捨て））＝□□円（利用者負担額）

※２割負担の場合は 0.8、３割負担の場合は 0.7

※介護保険の適応がない場合や、介護保険での給付を超えたサービス費は全額が利用者の負担になります。

※介護報酬改定に伴い利用料金が変動する場合がございます。

※エンゼルケア料金は保険適応外（自費 13,000 円）となります。

(2) 交通費

２の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

ひろき訪問看護ステーション	相談員(責任者) 対応時間 電話番号	小島　麻衣子 ８：３０　～　１７：３０ ０４６６－５５－３８１０

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

藤沢市介護保険課	所在地 電話番号	神奈川県藤沢市朝日町１番地の１ ０４６６－２５－１１１１(代表)
鎌倉市介護保険課	所在地 電話番号	神奈川県鎌倉市御成町１８-１０ ０４６７－６１－３９５０
神奈川県国民健康保険団体 連合会（介護苦情相談課）	所在地 電話番号	神奈川県横浜市西区楠町２７－１ ０４５－３２９－３４４７

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及 び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（　　）
	住所	
	電話番号	

7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

8　虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。　担当者：　管理者　小島　麻衣子

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、事業者または介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9　身体的拘束等について

事業者は、利用者本人または他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という）を行いません。

事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人またはその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

10　身分証携行義務

事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11　衛生管理等

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12　業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。